

入札公告共通事項【事後審査型】

八百津町

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 八百津町令和8年度入札参加指名願登録業者一覧表（建設工事）に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札公告日から入札日までの間に、八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止、又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 建設業法に規定する許可業種のうち、入札公告において示す建設業の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。
- (7) 本工事には建設業法第19条の2に基づく現場代理人を置くこと。なお、現場代理人は工事現場に常駐すること。
- (8) 本工事には同法第26条の規定に従い、専任（工事請負代金の額が4千5百万円以上、建築一式工事にあつては9千万円以上の場合のみ）の主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置すること。ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。
- (9) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- (10) 監理技術者にあつては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること（元請工事における下請金額の合計が5千万円以上、建築一式工事にあつては8千万円以上の場合のみ）。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する団体又は構成員でないこと。

2 入札参加資格確認の申請に関する事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、別記様式第1号の「事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書」を電子入札システムにより提出してください。紙入札方式の場合は入札・工事担当課へ持参してください。（郵送又は電子メール・FAXによる送付は受け付けない。）

(2) 入札参加資格の確認については、申請時に行う基本的な事前確認と開札後に落札者を決定するために提出を求める入札参加資格確認書類に基づいて行う書類審査の2段階に分けて実施します。

(3) 申請受付期間内に申請がない者又は基本的な事前確認の結果参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

3 入札説明書、設計図書等の配布・閲覧、質疑応答

(1) 入札説明書、設計図書等の配布・閲覧

入札公告及び入札関係書類により作成した入札説明書及び設計図書等は、入札公告に示す期間内に入札担当課・工事担当課にて配布・閲覧を行います。

また、入札公告・入札関係書の一部は、八百津町ホームページアドレス

<https://www.town.yaotsu.lg.jp>からもダウンロードが可能です。設計図書の一部は電子入札システムよりダウンロードするか、または入札参加希望者にメールにて配布が可能です。

(2) 質疑応答

設計図書等に関して質問がある場合は、任意の様式で、入札公告に示す期限及び提出先に提出して下さい。

① 提出方法

書面により提出して下さい。

② 質疑があった場合、その回答については、入札公告に別の方法を特に示さないときは、後日、入札参加者全員に回答します。なお、回答書は工事担当課にて閲覧が可能です。

4 入札手続等に関する事項

入札書は、公告において示す期日に下記により提出してください。

(1) 入札方法は電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入

札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

(3) 開札は、公告で定める日時及び場所において行います。紙入札方式により入札書を提出する場合は、入札者又はその代理人の立会いのうえ行います。

(4) 低入札価格調査を設定した場合で入札者が基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をします。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行いません。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(8) 工事費内訳書の提出

① 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

② 様式は次のいずれかとします。

ア 設計図書（いわゆる金抜き設計書）のうち、内訳書に単価、金額を記載したものの。

イ 独自様式のもの（原則として「費目・工種・施工名称など」は金抜き設計書の項目により作成してください。）

また、工事費内訳書には、日付（開札執行日）、工事番号、工事名、住所・商号又は名称・代表者氏名等を記載、押印の上、八百津町長あてに入札書とともに提出してください。

③ 工事費内訳書の提出にあたっての注意事項

ア 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めますが、提出しない場合には入札を無効とします。

イ 入札に際して談合があると疑うに足りる事実があった場合は、工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。

ウ 提出された工事費内訳書の工事費内訳金額の計が入札金額と一致しない場合、又は工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある場合は、入札を無効とすることがあります。

エ 工事費内訳金額の計を算出後、値引きにより入札価格と一致させることは不可とします。ただし、1万円未満の端数切捨てのための値引きは可とします。

オ 提出された工事費内訳書は、返却しません。

カ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金八百津町契約規則第5条第1項第2号の規定に基づき免除。
- (2) 契約保証金は、請負代金額500万円以上の場合は、落札者は、この工事の請負契約の締結に際しては、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券等又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

6 入札の無効に関する事項

(1) 本件入札公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号に該当する入札は無効とします。

- ① 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- ② 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- ③ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- ④ 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ⑥ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- ⑦ 工事費内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書を提出しなかったとき。
- ⑧ 入札書の金額が訂正してあるとき。
- ⑨ その他、収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(2) 本公告のほか、事後審査型制限付一般競争入札試行要領及び入札心得書等で規定する入札無効の条項に該当する場合は無効とします。

(3) 参加資格のあることを確認された者であっても、本公告及び個別公告において示した参加資格各項の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とします。

7 入札参加資格の確認及び落札の決定

(1) 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、かつ、八百津町建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札試行要領（以下「要領」という。）第11条第1項の規定

により落札者が決定するまで、もっとも入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、落札の決定は保留します。

なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札候補者を定めます。この場合において、くじを引くことを辞退することはできません。

(2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認します。

(3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとします。

ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。

イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返します。

(4) (2)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、アに規定する事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等関係書類（以下「申請書類」という。）のうち個別公告において提出を求めた申請書類とイに規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）のうち提出する申請書類に対応する確認資料をそれぞれ1部、開札日（(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日から起算して2日以内（町の休日を除く。）に提出すること。また、確認資料以外の必要な書類の提出を求めた場合、及び確認のために必要な指示をした場合は従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3)イの手続により落札者を決定します。

ア 申請書類

- ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）
- ② 工事の施工実績調書
- ③ 配置予定技術者等の資格及び工事経験調書

イ 確認資料

① 施工実績

個別公告に規定する施工実績をア②の工事の施行実績調書に記載して下さい。なお、記載件数は代表的な工事1件以上で、同工事に係る契約書の写し、仕様書、設計書、図面等、同種工事であることが確認できる書類を添付して下さい。

② 配置予定の技術者の資格

個別公告に規定する配置予定技術者の資格をア③の配置予定技術者等の資格及び工事経験調査に記載し、配置予定技術者の資格証明書の写しを添付して下さい。

また、配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付して下さい。

なお、入札日において、監理技術者、主任技術者として他の工事に従事している者を、当該工事の配置予定技術者として届け出することはできません。ただし、他の工事及び本工事の請負代金額が4千5百万円未満（建築一式工事にあつては9千万円未満）の場合は技術者を兼任することができる。また、本工事の着工までに現在従事している工事が終了する予定である場合は、配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。

ウ その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- ② 契約担当者は、提出された申請書類及び確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しません。
- ③ 提出された申請書類及び確認資料は返却しません。
- ④ 提出後は、原則として申請書類及び確認資料の差し替え及び再提出は認めません。

(5) (3) のイの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に入札参加資格不適合通知書を送付します。

(6) 落札候補者の入札価格が、低入札調査基準価格未満である場合は、(2)の入札参加資格の確認とあわせて調査を行います。

(7) (6) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とします。

(8) (6) の調査にあつては、当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、(7)に該当するものとし当該落札候補者を落札者としません。

(9) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となった場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とします。

(10) 落札候補者の入札参加資格の確認及び落札決定は、原則として入札日の翌日から起

算して5日以内（町の休日を除く。）に、次順位者の場合、申請書類及び確認資料を提出した日の翌日から起算して3日以内（町の休日を除く。）に行うものとします。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合はこの限りはありません。

(11) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し通知するものとします。

8 契約締結に関する事項

(1) 落札者が、決定したときは、本町の定める工事の請負契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとします。

(2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とします。

(3) 八百津町議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を締結し町議会の議決後に本契約を締結します。

9 入札又は開札の延期又は中止

次の場合には、入札又は開札を延期又は中止することがあります。この場合において生じた損害は、入札者の負担とします。

- ① 明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由によるとき。

10 談合行為に対する措置

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、損害賠償金として請負金額の10分の1に相当する額を支払わなければなりません。

11 暴力団排除に関する誓約事項の誓約

別紙に示す誓約事項のとおり、入札参加者は入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものとします。

12 社会保険等未加入建設業者の排除

以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

なお、上記届出の義務を履行しているか否かについては、建設業法施行規則（昭和24

年建設省令第14号) 第21条の4に規定する通知書の写しを提出することにより確認する。

13 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。

なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づき資格停止措置となります。

(4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として資格停止措置を行うことがあります。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。